

参考資料No. 2

名古屋都市計画地区計画の変更 (豊山町決定)

都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように変更する。

名	称	名古屋空港周辺林先地区計画
位	置	豊山町大字豊場の一部
面	積	約10.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中部国際空港の開港にあわせて「都市型総合空港」として機能転換が図られた県営名古屋空港に隣接する旧名古屋空港ターミナル用地の一部であり、かねてより空港へのアクセス道路が広域道路網に接続していることから、交通利便性の非常に高い地区である。</p> <p>こうした立地条件を最大限活かし、地域振興に貢献する土地利用転換を図ることで、臨空港都市として、空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域交流拠点を形成する。</p>
	土地利用の方針	<p>新たな交流拠点の形成のためにふさわしい施設を配置する。</p> <p>本地区は、一般の市街地に隣接しているため、周辺地域環境への影響等に配慮したものとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>周辺市街地と緩衝帯となる潤いと憩いの空間としての公園及び緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地域の交流拠点として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、本地区の土地利用にふさわしい都市環境形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>周辺市街地との調和に配慮し、地域の新たな拠点として相応しい都市景観形成を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模	公園 約 2,500 m ² 緑地 約 3,200 m ² 配置は計画図表示のとおり
	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 自動車教習所 3 15 m ² を超える畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条 第6項に該当するもの
	建築物の容 積率の最高 限度	10分の20
	建築物の建 ぺい率の最 高限度	10分の6
	建築物等の 高さの最高 限度	航空法（昭和27年法律第231号）第49条に規定する制 限表面（進入表面、転移表面、水平表面）の高さ
建築物等の 形態又は意 匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、 街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、または歩行者空間と調 和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠など について十分配慮がなされ、良好な都市環境の形成に寄与す るものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更及び用途地域の指定にあわせ、旧名古屋空港国際線ターミナル地域を地域振興に貢献し、臨空港都市として空港と連携した地域の活力をけん引する広域交流拠点の形成と周辺地域環境に配慮した土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものである。

【地区計画区域の都市計画の概要】

		面積	用途地域	容積率	建ぺい率	その他の指定等
都市計画の概要	地区全体	10.4ha	近隣商業地域	200%	60%	航空法第49条に規定する制限表面の高さ
	都市計画施設	公園	公園 約 2,500 m ²			
		緑地	緑地 約 3,200 m ²			
	その他					